

審 査 基 準

令和4年1月21日作成

法 令 名	： 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則
根 拠 条 項	： 第3条第2項
処 分 の 概 要	： 犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害者等の変更の承認
原 権 者（委 任 先）	： 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	： 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項及び第2項（犯罪被害者等早期援助団体） 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則第1条（指定の申請）、第4条（指定）、第5条（犯罪被害相談員等の要件）
審 査 基 準	： 犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律における犯罪被害者等早期援助団体に関する規定及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の規定の内容並びに解釈及び運用上の留意事項について（通達）」（令和2年12月15日付け警察庁丙給厚発第132号）の別紙を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準とする。
標 準 処 理 期 間	： 犯罪被害者等早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等の変更の承認については、申請に係る法人の具体的事業内容、資産等から個別具体的な判断を行う必要があるため、具体的な標準処理期間を設けることが困難であり、標準処理期間は定めないこととしている。
申 請 先	： 静岡県警察本部警察相談課
問 合 せ 先	： 同 上
備 考	：